

【建設コンサルタント業務等実績調書類提出要領】

※建設コンサルタント業務等とは、「測量」「建築関係建設コンサルタント業務」「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査業務」「補償関係コンサルタント業務」のことです。

○関連会社の状況調書(資本関係・人的関係)

(問合せ・提出先：公共工事入札管理室 097-506-4527)

- (1) 大分県に対して、競争入札参加資格審査申請を行っている(競争入札参加資格を有している)関連会社がある場合、その状況について記入すること。

なお、自社が親会社(協同組合)の場合は子会社(構成員)について記入し、自社が子会社(構成員)の場合は親会社(協同組合)及び他の子会社について記入すること。

- (2) **関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。**

(i) 資本関係

① 親会社と子会社の関係

親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有している場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係

親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有している場合

③ 協同組合等とその構成員(組員)等の関係

協同組合等及び構成員(組員)等のいずれもが、大分県の競争入札参加資格を有している場合

(ii) 人的関係

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社(会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合は除く。

※会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。

なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。

(3) 提出先等

〈提出先〉

〒 8 7 0 - 8 5 0 1

大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 大分県土木建築部公共工事入札管理室

メールアドレス : a17050@pref.oita.lg.jp

〈提出方法〉 上記提出先に郵送、持参又は E-mail にて提出すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 9 時～午後 5 時まで受付。

E-mail の場合は、メール件名を「関連会社の状況調書の提出について（会社名）」、
ファイル名を「（会社名）関連会社の状況調書」と記入し、提出すること。

〈提出期限〉 令和 8 年 2 月 2 0 日（金）

該当がない場合や、すでに提出済の場合について、調書の提出は不要です。

※ただし、新たに関連会社となった場合又は関連会社の区分等記載事項に変更があった場合は、公共工事入札管理室まで状況調書を速やかに提出すること。

※登録番号（コード）は、公共工事入札管理室「競争入札参加資格一覧表について」の
ページ「令和 7・8 年度建設コンサルタント等登録業者一覧表」よりご確認ください。

(HP アドレス) <https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/n-usatsusankashikaku.html>

大分県は、平成 2 1 年度から建設コンサルタント業務等委託について、資本関係で入札への参加制限を適用しており、さらに入札の透明性・公正性をより一層確保する観点から、平成 3 1 年 4 月 1 日以降に入札公告・指名通知又は見積通知を行う業務について、人的関係でも入札への参加制限を適用しております。